

◇◇◇高額療養費の貸付制度◇◇◇

病院での支払いが1ヶ月に一定額を超えた場合、申請により超えた額が高額療養費としてもどってきます。戻るまでに3ヶ月程度かかります。この制度は当座の医療費の心配を軽減するために、後から戻る高額療養費分を先にもどしてもらうことができる制度です。貸付額や申請窓口は、ご加入の健康保険によって異なります。

たとえば・・・総医療費200万円(3割請求額60万円)の場合

$7万2300 + (200万 - 24万1000円) \times 0.01 = 8万9890円$	この部分が高額療養費で戻ってきます。51万110円 この部分の貸付を受けられます。	
	9万1912円	保険証の種類によっては、高額療養費で戻ってくる部分の8割だけが貸付されます。(40万8088円)

自己負担限度額

医療費の請求額60万円

申請は、1か月分ごとにできます。申請を希望される場合は、医事課へお申し出下さい。

<手続きの方法>

1. 医事課または病棟の医事クラークから請求書をうけとる。
2. 各健康保険の窓口へ手続きに行く。
3. 自己負担分を病院に支払う。

健康保険の種類	申請窓口
国民健康保険	申請先：社会福祉協議会（フィランセ内）Tel64-6600 内容：高額療養費分が社協から直接病院へ振り込まれます。後日の戻りはありません。（社協と病院でやりとりされます） 手続きの後、自己負担分のみ病院の窓口で支払いをお願いします。 持ち物：①病院からの請求書1か月分 ②保険証 ③印鑑（代理人の場合は、本人の印鑑と代理人の印鑑）
政府管掌の健康保険	申請先：富士社会保険事務所 Tel61-1900 内容：高額療養費分の8割を貸し付けします。 持ち物：①病院からの請求書1か月分 ②保険証 ③印鑑 ④通帳
組合健康保険	組合ごとで異なります。 ご加入の健康保険組合にお問合せください